

補助金受給までの手続き

交付申請

必要書類を窓口へ持参または*あいち電子申請システム*にて申請してください。
設置工事着工又は建売住宅引渡しの**15日前までに申請が必要です。**

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第1）	<ul style="list-style-type: none">複数システムを設置する場合は、最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。認印（シャチハタ不可）をお持ちください。日付・金額・申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。	
システム設置概要書（様式第2）	<ul style="list-style-type: none">設置予定のシステムすべてについてご記入ください。一体的導入の場合以外でも太陽光発電システムを同時設置される場合は、太陽光のシステムについてご記入ください。	
工事請負契約書（又は注文書と請書）の写し	<ul style="list-style-type: none">お客様控と区別がある場合はお客様控えが必要です。（<input type="checkbox"/>収入印紙、<input type="checkbox"/>請負者印・注文者印）契約書に申請システムごとの費用が明記されていない場合は明細書が必要です。変更契約書の場合は変更契約書に加えて、変更前の契約書も必要です。契約書が発行されない場合は見積書の写し（<input type="checkbox"/>申請者住所・氏名、<input type="checkbox"/>請負者印）システム付建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し	
システム設置予定場所の案内図	<ul style="list-style-type: none">現地確認に伺う場合があります。システム設置予定住宅に印をつけてください。	
所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none">借用住宅の方のみ	

* その他注意事項 *

〈共通〉

- 申請方法は2種類ありますが、必ずどちらか1つの方法のみで申請してください。
- 交付申請及び交付決定通知前に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。
- 交付申請書の提出時に、市内在住の方は住民票及び滞納状況の確認を行います。
- 提出日前1週間以内に市税を納付（座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）をお持ちください。

〈窓口申請〉

- 提出期限が市役所の休みと重なる場合は、直前の開庁日の受付時間にご持参ください。

〈電子申請〉

- 市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- データの確認に時間を要しますので、お急ぎの場合は開庁時間に環境都市推進課までご連絡ください。
- 様式第1はPDF形式で提出してください。

